

少額短期保険業者の保険契約引受制限に関するご案内

契約者の皆さま

少額短期保険業^(※1)においては、その制度が創設された時に、保険業法^(※2)により1名の被保険者^(※3)あたりの保険金額^(※4)の上限が保険種類ごとに定められました。

この少額短期保険制度導入時の激変緩和のため、保険業法上の保険金額の上限を超えて保険を引き受けられる経過措置が設けられました。

当社は、この経過措置を利用して、賠償責任保険の保険金額が2,000万円の保険商品を取扱っておりますが、2023年3月末でこの経過措置が終了します。

契約者の皆さまに引き続き従前と同様の補償をお届けするため、当社では共同保険契約^(※5)としてお引き受けをすることとしました。

この共同保険契約の内容は別途お知らせします。

引き続き、当社をご愛顧のほどお願い申し上げます。

- (※1) 少額短期保険業 保険業のうち、一定の事業規模の範囲内において、保険金額が少額（損害保険は1,000万円まで）、保険期間が短期（損害保険は2年まで）の保険で保障性商品の引受のみを行う事業をいいます。
- (※2) 保険業法 保険業について基本となる法律で、保険会社に対する監督と保険募集に対する監督の両面に関して規定されています。
- (※3) 被保険者 保険の対象となる方をいいます。
- (※4) 保険金額 お支払いする保険金の限度額をいいます。
- (※5) 共同保険契約 共同保険契約とは、2以上の保険会社または少額短期保険業者（以下「保険会社等」）が共同で同一の保険を引き受ける保険契約であって、これらの保険会社等が当該保険契約を引き受ける割合に応じて当該保険契約に係る権利を有し、または義務を負うものをいいます。